

令和7年12月22日  
文化庁著作権課

「改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく「確認等事務  
規程」の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）」に関するパブ  
リックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和7年11月11日から令和7年12月11日までの期  
間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様  
から御意見の募集を行いましたところ、本件に関して5件の御意見をいただきました。

主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

| 主な御意見の概要   | 御意見に対する文化庁の考え方   |
|--|--|
| <p>審査基準について、改正著作権法第 104 条の 35 の規定に基づく 4 要件の充足性について確認することは妥当。改正法の施行後、利用者及び著作権者の双方に利益のある制度となるよう、定期的に確認等事務規程の見直しを行うべき。</p> <p>また、標準処理期間を 3 か月とすることは妥当。「ただし、この期間内に処理できない特段の事情がある場合は、この限りでない。」とあるが、3 か月以内に処理されることを期待する。</p> | <p>確認等事務規程は登録確認機関が定めるものでありますが、仮に同規程が確認等事務の適正かつ確実な実施上適当でない認められれば、著作権法第 104 条の 41 に定める報告徴収や立入検査を行うとともに、改善を指導してまいります。</p> <p>標準処理期間については、行政手続法で「申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」と規定されていることを踏まえ、申請から 3 か月以内に処分を行えるよう努めてまいります。</p> |
| <p>審査基準の「算出方法規程について、著作権等管理事業者等からの意見聴取が適切に行われていること」に関して、意見聴取の方法を明確にすべき。</p>   | <p>意見聴取の方法としては多様な方法があり得ることから、審査基準において特に制約を設けていませんが、確認等事務規程の認可の申請があった際には、「意見聴取の手続・方法が妥当なものか」の観点も含め、意見聴取が適切に行われているかを審査いたします。</p>   |
| <p>審査基準の「算出方法規程が「適正なもの」であると認められること」に関して、算定の根拠や判断の過程を第三者が理解できる形で記録・公開する仕組みを整えるべき。</p>   | <p>現行の「著作権者不明等の場合の裁定制度」においては、補償金額の算出に当たって当事者間の過去の契約を算出根拠とする事例もあります。こうした事例も踏まえれば、算出根拠に係る情報を広く公表することは必ずしも妥当でないと考えられます。</p> <p>こうした観点も踏まえつつ、文化庁長官が裁定をした時に、具体的にどのような情報を公表するかについては、今後検討してまいります。</p>                           |
| <p>審査基準の「算出方法規程が「適正なもの」であると認められること」に関して、使用料相当額を算出する際は、契約の事例等を参考にすべき。</p>   | <p>既存の使用料規程を参考にして「通常の使用料の額に相当する額」を算出することが難しい場合における算出方法については、御指摘の契約の事例を参考にすることも含め、様々な方法があり得ると考えられます。</p>  |

審査基準の「算出方法規程が「適正なもの」であると認められること」に関して、利用の可否に係る意思表示がされている場合には、どのような算出方法規程かにかかわらず「適正なもの」とは認められないため、「算出不可」とする規定を盛り込むべき。

利用の可否に関する情報や、利用の可否に係る著作権者の意思を確認できる連絡手段に係る情報が公表されている場合、当該著作物等は未管理著作物裁定制度の対象にはなりません。

※ なお、今回の審査基準及び標準処理期間（案）に直接関係する上記の御意見の他に、今回の審査基準及び標準処理期間（案）に直接的には関係しない御意見を3件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。